

社会福祉法人長野南福祉会「長野市地域包括支援センター芹田」
指定介護予防支援事業 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人長野南福祉会が行う指定介護予防支援の事業（以下「支援事業」という。）の適正な運営を図るため、人員及び管理運営等に関する事項を定め、要支援者又は要支援の認定申請を受けようとする者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者的心身の特性を踏まえ、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。

2 利用者的心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏らないよう公正中立に行う。

4 支援事業の運営に当たっては、長野市、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設及び住民による自発的な活動によるサービスを行う者等との連携に努める。

5 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

6 事業所は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 長野市地域包括支援センター芹田
- (2) 所在地 長野県長野市大字栗田 732 番地 1

(職員の職種及び員数)

第4条 事業所に次の職員を置く

- (1) 管理者 1名
- (2) 担当職員 保健師又は経験のある看護師 1名以上
主任介護支援専門員 1名以上
社会福祉士 1名以上

介護支援専門員 1名以上

(3) その他上記以外に必要な職員

(職員の職務内容)

第5条 職員の職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 事業所の業務を統括し、職員を指揮監督して適切な管理運営を行う。
- (2) 担当職員 指定介護予防支援の提供及び必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
ただし、国民の祝日及び国民の休日並びに12月29日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- 2 前項の営業日及び営業時間外は、電話などにより24時間常時連絡が可能な体制とする。

(支援事業の提供方法及び内容)

第7条 支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）及び介護保険法第115条の45第1号二に規定するサービス（介護予防ケアマネジメント）に従って実施する。
- (2) 利用者又はその家族からの相談及びサービス担当者会議は、利用者の居宅、事業所又は介護保険施設等で行う。
- (3) 帳票は、厚生労働省の標準様式に準じた様式を用いる。
- (4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービス計画作成にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という）を行う。
- (5) アセスメントの結果を踏まえ利用が目標とする生活を達成するための具体的な支援内容等記載した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービス計画の原案を作成する。
- (6) サービス事業者等との連携調整・便宜の調整を実施する。
- (7) サービス実施状況の把握・ケアプラン等の評価モニタリングの結果記録は少なくとも1月に1回
- (8) 担当職員による居宅訪問頻度等
 - ア サービス提供開始前及び終了後
 - イ サービス提供を開始の翌月から起算して3箇月に1回

- ウ サービスの評価期間が終了する月
- エ 利用者の状態に著しい変化があったとき

(9) 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接が出来ない場合にあっては電話等により状況の把握を行う。

(利用料)

第8条 利用者が負担する費用は厚生労働大臣の定める基準により算定した額とする。

ただし、当該支援事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はない。

(事業の委託)

第9条 事業所は事業の一部について指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、長野市の行政区のうち芹田地区とする。

(個人情報の保護)

第11条 地域包括支援センターの運営上、高齢者的心身の状況や家族の状況等を幅広く知り得る立場にあります。個人情報の管理を徹底し、セキュリティ管理を含め個人情報の万全な対策を行います。業務上知り得た利用者又はその家族の情報の守秘義務をする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報について事業所での介護予防支援等の目的以外では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策する委員（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、

その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（2）身体拘束等防止のための指針の整備

（3）身体拘束等を防止するための定期的な研修の実施

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、地域包括支援センター業務が継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務持続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。また感染症発生時には必要に応じて招集する。

（2）事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（3）事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための定期的な研修及び訓練の実施

(その他)

第16条 事業所は、従業者の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執

務体制についても検証、整備する。

2 事業所は、従業者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を徹底する。

5 事業所は、適正な介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境ががいされることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、介護予防支援に関する諸記録を整備し、文書の保管は最低 5 年間とする。

第 17 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。